

# 刑事訴訟法中改正法律案特別委員會會議事速記録第二號

(九九)

明治四十一年三月二十六日(木曜日)午前十一時二分開會

○委員長(三好退藏君) 刑事訴訟法中改正法律案ノ特別委員會ノ昨日ノ續開會  
會イタシマス

○一木喜徳郎君 昨日二百八十二條が削除ニナリマシタニ付キマシテ、本人上告趣  
意書が出サレルコトニナリマシタ、從テ原案ノ如クデアレバ受命判事ハ要ラナカッタガ、斯  
ウナレバ受命判事ガ是非判事ガ必要デアルト云フ 政府委員ノ御意見ガアリマシタ、ソレ  
ニ付キマシテハ實ハ左マデ必要ガアルヤ否ヤト云フコトニ付イテハ多少疑ガナイデモアリマ  
セヌガ、併ナカラ實際必要アル場合ニ於テハ矢張り受命判事ヲ定ムル途ヲ開イテ置ク  
方ガ便利デアラウト考ヘマス、テ勿論是マデノ如クニ必ず受命判事ヲ定ムベシトスルノ必  
要ハナイト考ヘマスルガ、其途ダケハ開クガ宜カラウト思ヒマス、ソレデ此度ノ案ニ於キマシ  
テハ期日ヤ何カハ總テ受命判事ノ報告前トカ後トカ云フコトノ區別ヲ致スコトヲ止メテ  
ノデゴザイマスカラ、假令其規定ヲ加ヘマシタ所ガ、受命判事ノ規定ヲ加ヘマシタ所ガ、  
唯裁判所ノ便宜ニ關スルコトニ過ギヌコトニナリマス、此本案ノ趣旨ハソレガ爲ニ少シ  
モ傷ケラレルコトハナカラウト考ヘマス、付イテハ二百八十二條原案ハ削除ニナリマシタ  
其代リニ斯ウ云フ規定ヲ置イテハ如何デアラウカト思ヒマス、即チ二百八十二條ノ修正  
ニナル譯デアリマス、「裁判長ハ受命判事ヲ定ムルコトヲ得」之ヲ一項ニ致シマシテ「裁判  
長ハ受命判事ヲ定ムルコトヲ得」、「受命判事ハ趣意書及答辯書ヲ檢閲シ其報告書ヲ  
作ルヘシ」之ヲ第二項ニシテ、ソレカラソレニ關聯シテ二百八十三條第一項ノ次ニモウ  
一項ヲ加ヘタイノデアリマス、即チ辯論前受命判事ハ其報告書ヲ朗讀スヘシ「テ今ノ二  
項三項ガ二項四項トナルノデス、斯ウ云フ風ニ修正イタシマスレバ實際受命判事ヲ定メ  
ナケレバ裁判ノ進行上不便デアルト認メラレル場合ハ受命判事ヲ定メル、其必要ノ無イ  
トキハ唯形式的ニ定ムルト云フコトモ無クナラウト思ヒマス、彼是便宜デアラウト思ヒマ  
ス、ドウゾ御賛成ヲ願ヒマス

○村田保君 贊成ヲ致シマス

○一木喜徳郎君 唯今、修正案ヲ提出イタシマシタガ、尙ホ奥山君カラノ御注意ガア  
リマシテ、少シ文字ヲ改メタウゴザイマス、二百八十三條ノ第二項トシテ提出イタシマシ  
タ修正案ヲ「辯論前受命判事ハ」トアルノヲ「受命判事ハ辯論前」ト順序ヲ倒マニ致シ  
タイ、政府委員御差支ハゴザイマスマイナ、意味ニ少シモ變リガナイカラ……

○政府委員(谷田三郎君) へい

○奥山政敬君 今、一木君ノ修正案ガ出マシタガ、ソレニ本員モ贊成イタシマス

○侯爵徳川頼倫君 唯今ノ修正案ニ贊成イタシマス

○委員長(三好退藏君) 一木君ノ修正案ニハ諸君ガ御賛成ノ様デアリマスカラ、モウ  
別ニ採決ノ必要ハ無イト思ヒマス、ソレデハ第二百八十二條ト二百八十三條トノ二條  
ハ全會一致ヲ修正案ニ決シマス

○一木喜徳郎君 私ハ他ニハ別ニ意見ハゴザイマセヌ

○村田保君 私モ別ニ意見ハ無イノデアリマス

○委員長(三好退藏君) 全部原案及修正案ノ通りニ決シテ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○村田保君 政府委員ニ確メテ置キタイ、議場デ政府ガ反對スルト面倒デアリマスカ  
ラ政府委員ガ之カ贊成ダト云フコトヲ、若シ尋ネラレタトキハサウ云フコトニ……

○委員長(三好退藏君) 唯今御聽キノ通りデアリマスガ、政府ノ方デハ御異議ハゴザ  
イマセヌカ

○政府委員(豊島直通君) 二百八十二條ノ規定ハ政府デハ原案ヲ至當ト考ヘテ居  
リマスノデアリマス、昨日モ申上ゲマシタ通り、是ガ御修正ニナルトカ又ハ削除ト云フコト  
ニ定マリマシタ以上ハ今日御提案ニテリマシタ通り受命判事ノ報告ト云フコトニ是ガ變  
テ來ナケレバナラヌト存ジマスガ、全然御提案ニ對シテ同意デアルト云フコトハ申上ゲ兼  
ネマス次第デアリマス

○政府委員(河村讓三郎君) 尙ホ一言ヲ加ヘテ置キマスガ、此案ハ多年ノ問題トナ  
テ居リマシテ此問題ヲ解決イタシタイト云フ考ヲ以テ提出シタノデアリマスカラ、御修正  
ニナリマシタ法案ニ依ッテ幸ニ此問題ヲ解決スルコトガ出來マシレバ、政府ノ方ハ誠ニ滿  
足ニ考ヘマス、斯ノ如クシテ關係者モ希望ヲ達スルコトガ出來マスコトヲ希望イタスノデ  
アリマス、尙ホ其事ヲ一言加ヘテ置キマス

○一木喜徳郎君 要スルニ二百八十二條ノ削除ハ御満足デハナイガ、斯ウナッテモ通  
過ハ御希望ニナルト云フ御趣旨ト承リマシタガ、サウ解シテ宜シウゴザイマスカ

○政府委員(河村讓三郎君) 左様デアリマス

○委員長(三好退藏君) モウ確定議トシテ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○委員長(三好退藏君) ソレデハ御異議ガゴザイマセヌカラ是レデ確定イタシマス  
午前十一時十六分散會

出席者左ノ如シ  
委員長 三好 退藏君  
委員 侯爵徳川 頼倫君  
一木喜徳郎君

村田 保君  
石渡 敏一君  
奥山 政敬君

政府委員  
司法次官 河村讓三郎君  
檢察兼司法 豊島 直通君  
省參事官 谷田 三郎君  
檢察兼司法 小山 温君  
省監獄局長 谷田 三郎君  
省參事官 谷田 三郎君

明治四十一年三月二十七日印刷

明治四十一年三月二十七日發行

貴族院事務局

印刷者 印刷局